

## 【選挙公営の手引き ～選挙運動用自動車の使用～】

### 燃料供給業者の方へ

公費負担制度は、候補者の選挙運動費用の一部を公費で負担する制度です。  
公費負担の請求は、候補者と契約をした事業者が、宮古市に対して行います。  
なお、契約した候補者が、立候補に係る供託物を没収された場合は、全額、候補者の負担となります。

※ 公費負担の請求ができるのは、選管が交付した自動車燃料確認書に記載されている給油分に限られます。

#### 1 公費負担の上限金額

1日当たり7,700円×選挙運動をした日数（有投票：4月19日から4月25日までの7日間、無投票：4月19日の1日限り） ※ 最大53,900円

#### 2 選挙公営の流れ

- (1) 通常、立候補届出書類の事前審査前に、候補者と書面によって契約を行います。  
（契約書は、記載例の内容の必要事項が全て含まれていれば、事業者が通常使用している様式でも構いません。）
- (2) 選挙期間中に選挙運動用自動車に給油をした際には、必ず候補者に給油伝票（給油した日付、供給量、単価、代金、ナンバープレートの番号が記載されているもの）を交付してください。
- (3) 選挙後に、候補者から選挙期間中の自動車燃料代確認書、選挙運動用自動車使用証明書（燃料）及び給油伝票の写しが交付されますので、金額を確認します。
- (4) 選挙後に、①請求書、②請求内訳書、③自動車燃料代確認書、④選挙運動用自動車使用証明書（燃料）、⑤給油伝票の写しを、記載例を参考に必要箇所を記載し、宮古市選挙管理委員会に提出します。

※ 提出期限 5月1日（金）

- ① 請求書  
選管が確認した数量及び金額（確認書に記載）全部を請求してください。また、指定の口座に支払いますので、必ず口座情報を記載してください。
  - ② 請求内訳書  
販売金額と基準限度額を比較して少ない方を請求金額としてください。
  - ③ 自動車燃料代確認書 ※ 候補者が事業者に交付します。
  - ④ 選挙運動用自動車使用証明書（燃料） ※ 候補者が事業者に交付します。
  - ⑤ 給油伝票の写し ※ 候補者が事業者に交付します。  
給油した日付、供給量、単価、代金、ナンバープレートの番号が記載されているものを提出してください。
- (5) 宮古市に請求した金額以外の費用は、候補者に請求してください。
  - (6) 宮古市からの費用の支払いは、書類審査等により相当の日数（請求書の提出から概ね3～4週間）を要します。提出順に処理をいたします。ご容赦の程お願いします。

お問い合わせ 宮古市選挙管理委員会事務局  
電話 0193-68-9123  
FAX 0193-63-9125